件	名	愛媛県立看護専門学校における授業料、入学料及び入学選考料徴収条例の一部を改 正する条例
主管	課	医療対策課
根拠法令等		

【改正の概要】

- ・県立看護専門学校の授業料及び入学料の額を改定する。
- ・授業料及び入学料が増額されることによる激変緩和措置として、2年間の経過措置を設ける。

[改定額] (円)

[· · · · = · · · ·]		
	入学料	授業料(年額)
現行額	130,000	280,000
平成 21 年度入学生	146,700	320,000
平成 22 年度入学生	163,400	360,000
平成 23 年度入学生	180,000	400,000
(参考)		
国立病院機構が設	180,000	400,000
置する看護学校の		
平成 20 年度入学生		

附則 (経過措置)で規定

施 行 日 公布の日

【その他参考事項】

授業料等を改定する理由

- ・県立看護専門学校の授業料及び入学選考料については、平成17年度までは県立高等学校(全日制)の授業料等に準拠して設定していたが、平成18年度入学生から、独立行政法人国立病院機構が設置する看護学校と同額とすることを基本として改定し、新たに入学料を徴収することとした。(平成18~20年度まで3年間の激変緩和措置を設けている。)
- ・その後、国立病院機構が設置する看護学校の授業料等が改定された(平成18~20年度の3年間にかけて 逓増)ことから、愛媛県立看護専門学校の授業料等も国立病院機構が設置する看護学校に準拠して授業 料等を改定するものである。

改定後の授業料等について

- ・国立病院機構は、全国で59校の看護師3年課程養成所をほぼ全国同額の授業料等で運営しており、指標 として適当である。
- ・今回の改定後の額でも、依然として本校以外の県内の他の看護学校の平均授業料等の額よりも低額であ る。